

富岡市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新規に婚姻した世帯に対して住居費及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するとともに、本市における少子化対策の強化に資することを目的として、予算の範囲内で富岡市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、富岡市補助金等に関する規則（平成18年富岡市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦（以下「新婚夫婦」という。）が属する世帯をいう。
- (2) 所得 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前年又は前々年の新婚夫婦の所得（次のア又はイに掲げる内容に該当する場合にあっては、それぞれア又はイに定める方法により算出した額）であって、直近のもの合計が400万円未満であること。
 - ア 婚姻を契機に新婚夫婦の双方又は一方が離職し、補助金の申請の際現に再就職をしていない者がいる場合は、当該者の所得を含めないものとする。
 - イ 貸与型奨学金（公的な団体又は民間の団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。第6条第1項第4号において同じ。）の返済を補助金の申請の際現に行っている場合は、所得の合計額から当該所得を算定した年の当該貸与型奨学金の返済額を控除するものとする。
- (2) 補助金の交付の申請の際現に新婚夫婦の一方が本市の区域内に所在する住宅（次条第1項第1号に規定する費用に係る補助金の交付を申請する場合は同号の規定による新築又は購入に係る住宅、同項第2号に規定する費用に係る補助金の交付を申請する場合は同号の規定による賃借に係る住宅）に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 次条第1項に規定する経費について、他の公的な制度による支援を受けていないこと。
- (4) 本市又は他の自治体等によるこの告示と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 新婚夫婦が本市の市税等を滞納していないこと。
- (7) 新婚夫婦共に婚姻の時点において39歳以下であること。
- (8) 新婚世帯の全員が富岡市暴力団排除条例（平成24年富岡市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、契約名義が新婚夫婦いずれかであって実際に新婚夫婦が支出した経費で、次に掲げるものとする。

(1) 婚姻を契機として新たに本市の区域内に住宅を新築し、又は購入するために要した費用

(2) 婚姻を契機として新たに本市の区域内に所在する住宅を賃借するために要した費用のうち、新婚夫婦が同居を開始した後に生じた賃借料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料であって、補助金の申請の際現に居住している住宅に係るもの。ただし、新婚夫婦が婚姻前から既に市内の区域内に所在する住居に同居している物件であれば、婚姻後に生じた賃借するために要した費用も対象とする。

(3) 婚姻を契機に住居の移転（本市の区域内における移転又は本市の区域外から本市の区域内への移転に限る。）を行う場合に生じる家財の運送に要した費用

2 前項に規定する経費の算定に当たり、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する経費の算定に当たり、勤務先から住宅の賃借に要した費用を補填する目的で新婚夫婦が金銭の給付を受けている場合は、当該給付に係る金額を当該経費から控除するものとする。

（補助金の額）

第5条 市長は、予算の範囲内において、1新婚世帯当たり30万円を上限として補助金を交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 第3条第1号の所得を証明する所得証明書

(3) 離職を証する書類（第3条第1号アに該当する場合に限る。）

(4) 新婚夫婦の所得を算定した年の貸与型奨学金の返還額が分かる書類（第3条第1号イに該当する場合に限る。）

(5) 住民票の写し

(6) 住宅の購入に係る売買契約書及び支払済みの費用に係る領収書（第4条第1項第1号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）

(7) 住宅の賃貸借契約書及び支払済みの費用に係る領収書（第4条第1項第2号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）

(8) 家財の運送に係る費用の領収書（第4条第1項第3号に規定する経費に対する申請の場合に限る。）

(9) 住宅手当支給証明書（様式第2号）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付することが不適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金

不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（申請事項の変更）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該決定に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更後の内容が適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、変更後の内容が不適当であると認めるときは結婚新生活支援補助金変更交付申請却下通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の規定による変更の決定について準用するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 補助決定者は、第6条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知又は前条第2項の規定による補助金の変更の決定の通知を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助決定者から前項に規定する請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定又は変更の決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この告示の規定に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助決定者は、市長が補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているとき、又は第7条第2項の規定により変更の決定をした場合において、既に交付した補助金の額が変更後の補助金の額を超えて交付されているときは、速やかに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の前後を問わず、補助決定者から必要な報告を徴し、又は職員に必要な調査を行わせることができる。

2 補助決定者は、前項の報告及び調査に速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。